



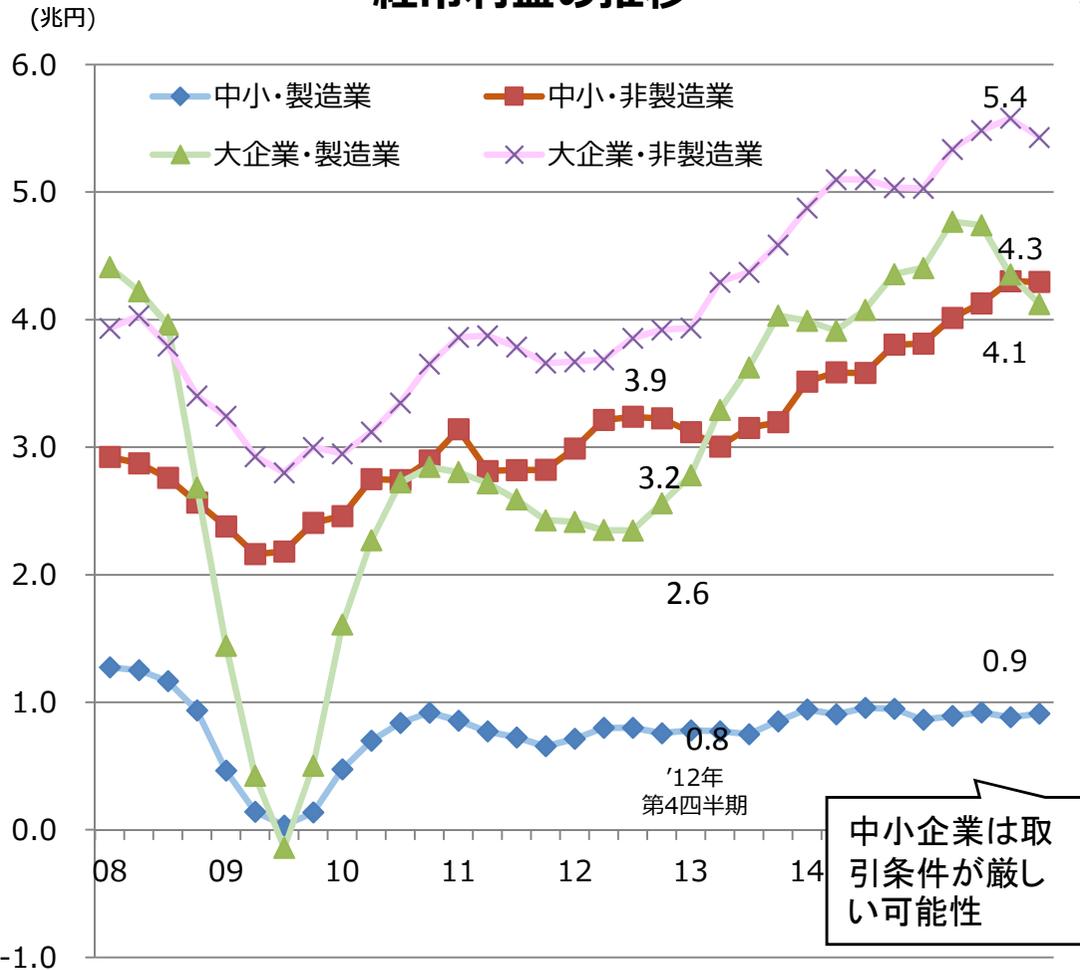
**下請等中小企業の取引条件改善
への取り組みについて**

平成30年3月
中小企業庁

1. 「経済の好循環」実現のためには中小企業の取引条件改善が重要

- 企業収益は拡大傾向にあるが、中小企業、なかでも中小製造業は低迷。

経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。

経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について(抜粋) (平成26年12月16日)

- 経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、**取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。**
- 平成26年12月16日付本取りまとめ(「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」)については、**継続的にフォローアップ**を行っていくこととする。

安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋) (第190回国会、平成28年1月22日)

- 「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと限界があります。
- 「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。
- 原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組み**ながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

2. 取引条件改善のための関係府省等連絡会議の設置

- 総理官邸に「関係府省等連絡会議」を設置した。（平成27年12月～）

「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」※

○構成メンバー

	27年12月～28年7月	28年8月～
議長	世耕 弘成 内閣官房副長官 (当時)	野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理	高鳥 修一 内閣府副大臣 (当時)	越智 隆雄 内閣府副大臣
	鈴木 淳司 経済産業副大臣 (当時)	松村 祥史 経済産業副大臣
	とかしき なおみ 厚生労働副大臣 (当時)	橋本 岳 厚生労働副大臣
	宮内 秀樹 国土交通大臣政務官 (当時)	根本 幸典 国土交通大臣政務官
副議長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）、内閣官房副長官補	
主査	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）、中小企業庁長官	
構成員	公正取引委員会事務総長、警察庁生活安全局長、総務省情報流通行政局長、財務省国税庁次長、厚生労働省労働基準局長、農林水産省食料産業局長、国土交通省総合政策局長、環境省総合環境政策局長	

※「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」は平成29年8月31日をもって「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係府省等連絡会議」に改組された。

【参考】下請代金支払遅延等防止法の対象範囲のイメージ

← **< すべての B to B 取引 >** →

スペック指定のない 既製品・サービスの購入

例. 小売業、運輸業（荷主とトラック業者）、宿泊・飲食、等

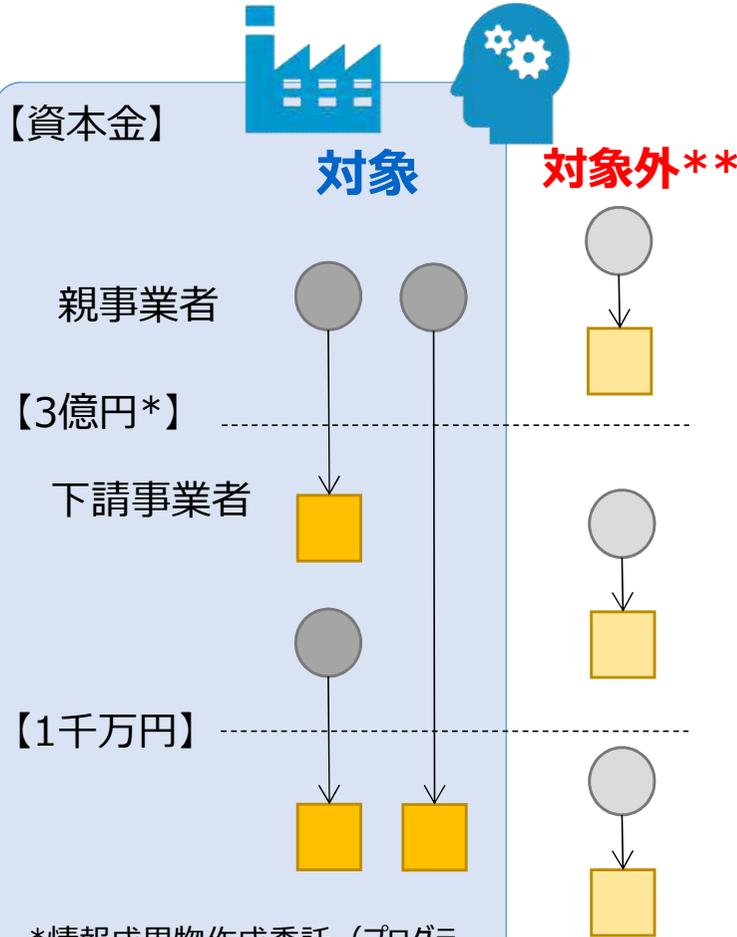


下請法の対象外

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

事業として行う活動の「委託」

例. 製造業、情報通信、運輸業、等



*情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）については、5千万円。

**「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

うち
「建設工事」



下請法の対象外

建設業法で規制

自社で使うための「委託」

例. 自社向け会計ソフト開発（自家使用）試作品開発（商品でないもの）、等

下請法の対象外

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

3. 取引条件改善のための調査の実施

- 大企業及び中小企業への大規模調査、下請等中小企業ヒアリングを実施した。

<企業に対する下請取引等の実態調査（平成27年12月～平成28年3月）>

①大企業 1万5千社以上に対する書面調査

- ⇒政労使合意を「知っている」は42.2%、「知らない」が57.8%
- ⇒利益増加分の用途としては「設備投資」44.2%、「現預金増」32.2%、「従業員の賃上げ」が31.2%で、「**取引条件改善**」は**わずか3.1%**（上位3つまでを選択回答）

②中小企業 1万社程度に対するWEB調査

- ⇒原材料・エネルギーコストの価格転嫁 「必要」36.6%
このうち「転嫁できなかった」30.2%
- ⇒取引単価引き上げにより**収益が改善した場合、「従業員の賃金を引き上げる」71.6%**

③下請等中小企業へのヒアリング及びアンケート調査

- ⇒このうち、経済産業省関係では、2～3月で200社程度の下請等中小企業を訪問し、ヒアリング調査を実施

「合理的な説明のない原価低減要請を受ける！」

「金型を廃棄させてもらえず、保管費用も負担してくれない！」

「手形での支払が多い！」

4. 下請等中小企業へのヒアリング①

- 下請中小企業のヒアリングにおいて、以下のような声が数多く聞こえてきた。

I. 価格関係

- ① 品質は当たり前に高いモノが要求される中、ひたすら厳しい値下げ要請ばかりが来る。自分達が苦しいときは「もっと下げて」と言われ、好調な時も「量を出すのでもっと下げて」と言われる。値下げの話ばかりだ。
- ② 円高を理由に協力を求められ価格を下げたが、円安になったのに還元はない。 それどころか、毎年毎年、さらに定期的に原価低減の要請がくる。量産終了後の補給品もボリュームが全く違うのに、量産時と同じ取引単価だ。
- ③ 親事業者・大企業は「史上最高益!」とか業績好調であるが、自分達にはひたすら厳しい値下げ要請ばかり。設備投資や技術開発はもとより、賃上げもままならない。
- ④ 光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われる。半期に一度の価格見直しがあり、文書ではなく口頭で目標値を言われる。回答はこちらから社印を押して提出しているのであたかも「合意」のようにになっている。

4. 下請等中小企業へのヒアリング②

II. コストのしわ寄せ

- ① 工場の建屋内や屋外の相当部分が金型の保管スペースとなっており、ラックに入りきらずに野ざらしになっているものも多数ある。親事業者に廃棄や返却、保管料負担の話しをするが、「待って欲しい」と言われているだけで何も対応してもらえない。
- ② 金型の製造やメッキ等を同業他社の中小企業に委託しているが、支払いは全て現金。しかし、製品を納めた後、大企業からは長期手形（120日）による支払いを受け、いつも資金繰りに苦慮している。
- ③ 手形は本当にやめて欲しい。実際に代金を受け取るまで3～4ヶ月では資金繰りが厳しくなる。支払の受取は7割が手形であるが、うちから下請には手形を振り出していない。

III. 不合理な行為

- ① 増産の依頼があり、数千万円程度の投資したが、その後、発注がなくなった。契約上、類似品の加工は不可という制約がついており、事実上、専用ラインのため、困っている。
- ② 他では精度が出ない加工部品について懇願されて試作・製造を引き受けたが、その後、当該部品の中国での低価格での量産が試みられ、これが上手くいかないと「製造方法を開示して欲しい」と言われた。

5. 取引条件改善に向けた大企業へのヒアリング

- 産業界に対する大規模な調査や下請等中小企業ヒアリングの結果を踏まえて、課題の見られる業種の大企業に対し、調達方針や取引適正化の取組についてヒアリングを実施。
- 以後、その他業種の下請等中小企業ヒアリングを継続して実施しており、必要に応じて、今後も大企業ヒアリングを実施する予定。

<大企業ヒアリングの概要>

○大企業の調達責任者等を対象として、業所管府省、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省、国土交通省の関係府省担当官がチームを組んでヒアリングを実施。

⇒【第一弾】（平成28年4～6月）
自動車・同部品製造業31社、建設業19社

【第二弾】（平成28年7～8月）
製造業関係19社
（自動車関連7社、情報通信機器7社、建機・プラント5社）
トラック運送業関係26社（運送業社16社、荷主10社）

6. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」

平成28年9月15日、経済産業省として取り組む今後の政策パッケージをとりまとめ公表

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。(不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案) 【平成28年12月14日付 改正済み】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等) 【平成28年12月14日付 改正済み】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等) 【平成28年12月14日付 通達発出済み】
下請代金法の調査・検査の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【29年度より実施】

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。**【28年度内に策定済み】**
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。**【全17業種において改訂・策定済み】**

7. 下請代金法の運用強化（運用基準の改正）

- 平成28年12月14日、公正取引委員会は「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（事務総長通達）を改正し、違反行為事例を大幅に追加。

運用基準改正のポイント

○違反行為事例の追加

（現行66事例から141事例に大幅増加）

- 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
- 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を元に追加

主な違反行為の追加事例

【減額】

コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

【買ったたき】

親事業者は、取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の○%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

【不当な経済上の利益の提供要請】

親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

8. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正

- 平成28年12月14日、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を示した下請中小企業振興法「振興基準」（経済産業省告示）を改正した。

1. 取引先の生産性向上等への協力

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 原価低減要請

原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して協議する。

4. 型の保管・管理の適正化

金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。
親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

5. 手形支払及び支払関係

手形通達と同様の内容（次頁参照。）

6. 下請ガイドライン及び自主行動計画の位置付け

業種別下請ガイドラインの内容を踏まえ、社内のマニュアルやルールを整備することにより、自社の調達業務に浸透させるよう努める。
また、業界団体等は自主的な行動計画を策定し、継続的にフォローアップするよう努める。

9. 新たな手形に関する通達

- 平成28年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、手形支払に関する新たな通達を発出した（昭和41年以来、**50年ぶり**）。なお、「振興基準」の中でも同内容を記載している。

新たな手形に関する通達のポイント

- ① 下請代金の支払いは**可能な限り現金**で。
- ② 手形等による場合は、**割引料を下請業者に負担させることがないよう**、下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、**将来的に60日以内とするよう努める**。



親事業者のうち大企業から率先して取り組んでいただきます！

※今後、政府が数年間かけて改善状況を調査します。

10. 自主行動計画

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**した。
- 自動車業界をはじめとして、**8業種21団体**が計画を策定し、公表。※（平成29年3月末時点）

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維 (2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会 (JEITA) ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMIA) 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ) 日本電機工業会 (JEMA)
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業	全日本トラック協会
建設業	日本建設業連合会

※上記業種その他、**機械製造業**、**流通業**、**警備業**、**放送コンテンツ業**において、計画を策定中。（平成30年1月時点）

11. フォローアップ体制

- 発注側の大企業、下請側の中小企業の両方に対してきめ細やかな調査を実施し、サプライチェーン全体にわたる「適正取引」や「付加価値向上」の浸透・徹底を図る。

項目	内容
(1)自主行動計画のフォローアップ	✓ 中小企業庁の定める『フォローアップ指針』を踏まえ、昨秋、 <u>各団体においてフォローアップ調査</u> を実施。調査結果を踏まえ、 <u>個社の取組の改善</u> や <u>自主行動計画の見直し</u> を要請予定。
(2)大規模な調査の実施	✓ 改善状況について、 <u>親事業者</u> 及び <u>下請事業者</u> に対し大規模な調査 <u>(6万社超)</u> を実施。(平成30年1月より実施。4月頃結果をとりまとめ) ✓ <u>現金払い比率、手形サイト</u> 等について、対策前と比較して <u>改善状況を確認</u> 。また、 <u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担</u> など、新規項目も <u>調査対象に追加</u> 。
(3)下請Gメンによる訪問調査	✓ <u>全国に80名規模の取引調査員(下請Gメン)</u> を配置し、 <u>年間2,000件以上</u> の下請企業ヒアリング実施。 ✓ 下請Gメンによるヒアリングで <u>問題事案を把握した場合</u> には、 <u>必要に応じ個社又は業界団体にフィードバック</u> し、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請。

12-①. 自主行動計画フォローアップ調査の概要

○各団体から報告のあった調査結果について集計したところ、調査対象は各団体所属の
会員企業約7,000社で、全体の回答率は25.4%。

1. 業種

業種	発送	回答	割合
自動車	14社	14社	100.0%
自動車部品	368社	186社	50.5%
建設機械	67社	33社	49.3%
電機・情報 通信機器	469社	196社	41.8%
素形材	1,760社	682社	38.8%
繊維	3,700社	572社	15.5%
ソフトウェア	520社	69社	13.3%
合計	6,898社	1,752社	25.4%

2. 取引階層

ティア	発注側	受注側
メーカー	227社	225社
一次下請	709社	872社
二次下請	189社	448社
三次下請	36社	158社
四次下請以下	9社	37社

※複数回答等があるため、左記（1. 業種）の回答合計とは一致しない。

3. 企業規模

大企業	410社
中小企業	1,309社

※建設機械業界の回答（33社）については、大企業、中小企業の区別がないため、上記数値に含まれていない。

12-②. フォローアップ調査結果概要【自動車・自動車部品業界】

【ポイント】

- **自工会企業14社の大半が**、望ましくない原価低減要請、型管理、支払条件などの**改善への取組を実施**。一部、未実施の企業も散見。
- **望ましくない原価低減要請の改善**については、概ねティア1～4に属する部品関係団体の会員企業にも**ある程度浸透**。
- **型管理の適正化**については、ティア0～1を中心に改善に向けた取組がみられるが、**ティア2以降は、過半数が未実施**などの回答。
- **支払条件の改善**については、**ティア0～3、4の企業にまで広く浸透**しつつある一方、一部**ティア1大企業で、下請法対象外の大企業間取引で****の手形使用が改善されないことを理由に自らの支払いも現金化できない**としており、このボトルネックの解消が今後の課題。

12-③. フォローアップ調査結果概要【建機、電機・情通機器、繊維、ソフト】

【ポイント】

- 建設機械、電機・情報通信機器、繊維、ソフトウェアの各業界において、望ましくない**原価低減要請の改善について、ある程度浸透**。
- 建機や電機・情通機器においては、**型管理の適正化**につき、改善に向けた取組がみられ、実施済・実施中の企業が大半であるが、**受注側の素形材業界では過半数が未実施**であり、引き続き改善努力が必要。
- 建機では、全て現金払いをしている社も一部あるものの、依然として**手形払いが多く**、改善が必要。
- 電機・情通機器や繊維では、受注者たる中小企業の間で**サイト120日超の手形受領の企業が相当数存在**していることから、下流企業からの段階的な改善が必要。

13-1. 下請中小企業ヒアリングの実施概要

- 平成29年4月から**下請Gメン（取引調査員）を80名規模で配置**して、全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施中。
- 年間(平成29年)で2,583件のヒアリングを実施。**(1～3月先行実施303件を含む)

1. 業種別

業種	件数	割合
自動車	822件	31.8%
電気・機械	728件	28.2%
その他製造業	724件	28.0%
非製造業	309件	12.0%
合計	2,583件	100.0%

2. 取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,319件	51.1%
二次下請	932件	36.1%
三次下請	240件	9.3%
四次下請以下	56件	2.2%
その他	36件	1.4%

3. 資本金別

資本金	件数	割合
1億円以上	60件	2.3%
5000万円～1億円	333件	12.9%
1000万円～5000万円	1,072件	41.5%
1000万円以下	1,118件	43.3%

4. 地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合
本省	530件	20.5%	近畿	362件	14.0%
北海道	206件	8.0%	中国	170件	6.6%
東北	163件	6.3%	四国	90件	3.5%
関東	387件	15.0%	九州	201件	7.8%
中部	413件	16.0%	沖縄	61件	2.4%

13-2. ヒアリング結果概要

【主な改善事例】

- **全体の27%程度(※)で重点課題三項目の具体的改善を確認。**
- **支払条件の改善は400件超と顕著に多い。「100%現金化」の事例。**
- **原価低減要請については、「例年あった要請がなくなった」等の改善事例が140件。**
- **金型関連は「保管状況を視察に来た」等の改善事例が130件程度。**

【主な要改善事例】

- **重点課題三項目では、全体の14%程度で問題が改善されていない状況。**
- **原価低減要請での要改善事例が多く、浸透するにはなお時間が必要。**

(※) 数値は「近時改善があった」ことを聞き取った事例の割合であり、残り73%が不適切な取引状況であることを意味しない。

＜下請企業ヒアリング(平成29年：全2,583件)において把握できた事例の件数＞

	近時改善した事例	要改善事例
原価低減	140件	159件
支払条件（現金化・手形サイト短縮）	415件	143件
型の管理適正化（型の廃棄・管理費用支払）	129件	58件
合計	684件	360件

13-3. ヒアリング結果 <取組の周知状況>

- 下請法運用基準の改正や自主行動計画の策定等、取引条件改善の取組については半数以上の事業者が未だ認知していない。
- 自動車業界は、他の業界より認知度は顕著に高く、ティアが下がっても比較的高い浸透度を示している。

<下請企業ヒアリングにおける運用基準改正等の周知状況>

		合計	ティア1	ティア2	ティア3	ティア4以下
全 体	知っている	747 (36%)	373 (35%)	281 (37%)	70 (38%)	23 (43%)
	知らない	1,330 (64%)	704 (65%)	481 (63%)	115 (62%)	30 (57%)
内自動車産業	知っている	315 (47%)	96 (54%)	156 (46%)	51 (44%)	12 (35%)
	知らない	350 (53%)	82 (46%)	181 (54%)	65 (56%)	22 (65%)
内その他	知っている	432 (31%)	277 (31%)	125 (29%)	19 (28%)	11 (58%)
	知らない	980 (69%)	622 (69%)	300 (71%)	50 (72%)	8 (42%)

※未回答分は含まず。

13-4. ヒアリング結果 <業況等について>

- 売上量は増加しているところも多いが、売上単価が伸びているところは少ない。
- コスト面では原材料価格、エネルギー価格、人件費いずれも増加傾向としている企業の比率が高い。
- 働き方改革に関連して、親事業者からの短納期発注による影響など具体的な事例もあるが、より根本的には、**①もともと一定の残業対応が必須、②人材確保が困難、③最低賃金の引き上げが厳しい、など、自ら改革に対応する難しさを訴える声が多い。**

<下請企業ヒアリングにおいて把握できた業況 >

売上量	売上単価	材料価格	エネルギー	人件費
増加 1,147	増加 362	増加 1,359	増加 994	増加 1,940
横這い 777	横這い 1,439	横這い 714	横這い 872	横這い 394
減少 515	減少 513	減少 47	減少 299	減少 53
回答なし 144	回答なし 269	回答なし 463	回答なし 418	回答なし 196

14. 今後の対応について

- ・ **自主行動計画フォローアップ調査結果及び下請ヒアリング調査結果を踏まえ、以下の対応を行うとともに、引き続き、取引条件改善に向けた取組を粘り強く行っていく。**

1. 個社へのヒアリング・要請、業界への要請

- 必要に応じて、①大企業個社へのヒアリングや企業トップ等への改善要請を実施する。
②自主行動計画策定団体に対して計画の改定やさらなる周知の徹底等を要請する。

2. 下請法に基づく調査・検査の実施

これまでの下請ヒアリングを通じて把握した下請法違反のおそれのある事案については、追加のヒアリングや法に基づく調査・検査等を行うなど公取委とも連携し、厳正に対処する。

3. 「自主行動計画」策定業種の拡大

新たに、機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業における、今年度中の「自主行動計画」の策定・公表を要請する。

4. 下請振興法「振興基準」の改正等の検討

ヒアリング等を通じて把握した商慣行や課題等を整理し、振興基準の改正等を検討していく。

5. 下請ヒアリングの体制強化

来年度から下請Gメンの体制を強化し、より多くの下請取引の実態把握に努めていく。

15. 更なる取組の浸透と業種の拡大

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、P D C Aサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていくのが重要。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけでなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく※**ことが必要。

【ポイント】
取引対価の決定や労使交渉が始まる春までに計画を策定

※現在、新たに機械製造業、流通業、警備業（警察庁）、放送コンテンツ業（総務省）で、年度内を目処に自主行動計画を策定予定。



16. 下請ガイドライン

- 平成28年12月の基準・通達の改正等を踏まえて、下請ガイドラインを改訂。
- 新たに食品製造業・小売業（豆腐・油揚げ製造業）のガイドラインを策定し合計**17業種**に。

1. 下請ガイドラインとは？

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるように、国が策定したガイドライン。

各業界の特性に応じて、下請代金等で問題となり得る行為や望ましくない取引慣行の他、ベストプラクティス事例（理想的な好ましい取引事例）なども例示。

2. 下請ガイドラインを改訂！

平成28年12月の基準・通達の改正等を踏まえて、合理性を確保した原価低減活動、労務費上昇分の取引対価への反映、現金払いの原則（手形使用時はサイトを短縮）等の内容を反映。

◆業種別下請ガイドラインを策定した17業種◆

- ①素形材産業 ②自動車産業 ③産業機械・航空機等 ④繊維産業 ⑤情報通信機器産業
⑥情報サービス・ソフトウェア産業 ⑦広告業 ⑧建設業 ⑨トラック運送業 ⑩建材・住宅設備産業
⑪放送コンテンツ ⑫金属産業 ⑬化学産業 ⑭紙・紙加工産業 ⑮印刷業 ⑯アニメーション制作業
⑰食品製造業（豆腐・油揚げ）

下請ガイドラインは、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>）に掲載。

17-①. 型管理の適正化・廃棄に向けた取り組みの強化

- ・ 経済産業省設置の研究会において、**型の廃棄、保管料支払い、マニュアル整備等の具体的な「アクションプラン」**を平成29年7月18日にとりまとめた。

1) アクションプラン・方針①

： 不要な「型」は廃棄する。（平成31年3月末日処）

2) アクションプラン・方針②

： 引き続き保管が必要な「型」については、必要な管理費用（保管費用等）の支払いや保管義務期間等について、取引当事者間において協議・合意の下、取り決めを行う。（平成32年3月末日処）

3) アクションプラン・方針③

： 型管理について、社内においてルール（マニュアル等）を明文化する、運用のあり方を今一度見直す。（平成32年3月末日処）

※アクションプラン①～③の、1年目の実践結果で得られた経験や課題等を踏まえ、必要に応じアクションプランを見直す。

金型が表紙のMETIジャーナル4・5月号



17-②. アクションプランの今後の進め方

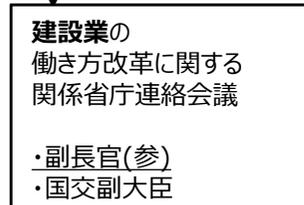
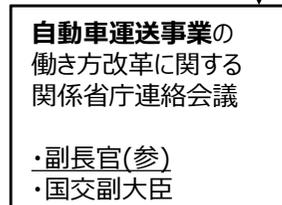
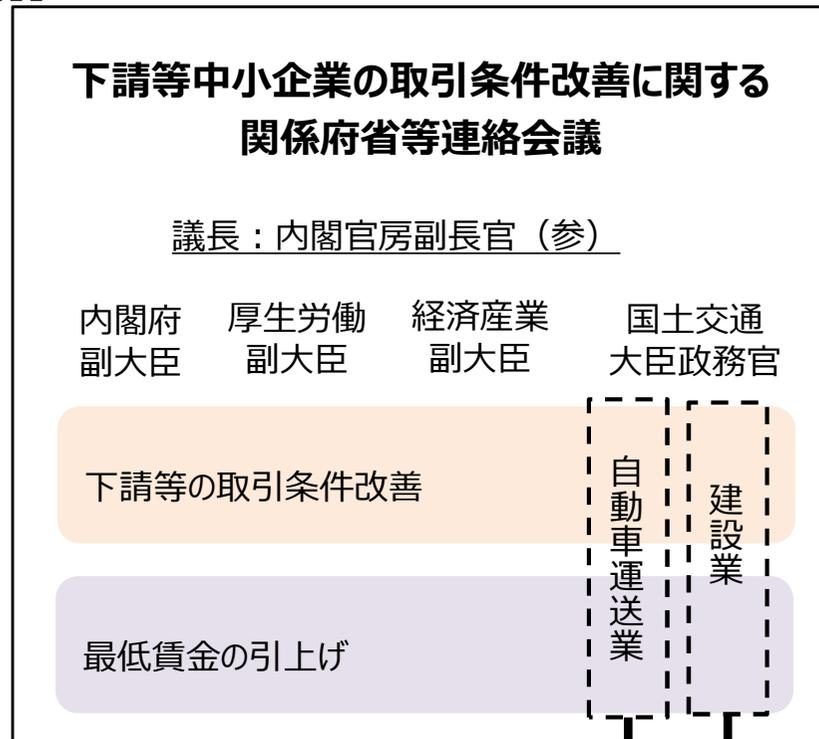
経済産業省、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、素形材業界団体が協力し、アクションプランの企業への浸透・徹底を図る。

平成29年	
7月18日	第7回研究会で「アクションプラン」をとりまとめ。
7月24日	HPで公表。
8月以降	<p>1. 説明会の実施</p> <p>・各地方（東京・名古屋・大阪・仙台・広島・北海道等）で説明会を実施し、自工会・部工会・素形材関係団体とともに、事業者に対してアクションプランの浸透・徹底を図る。</p> <p>2. 協議・相談項目の抽出</p> <p>・型の管理等において、<u>受注者が発注者と協議・相談する必要のある項目</u>を抽出し、周知・徹底を図る。</p> <p>3. 型廃棄トライアルの実施（平成30年3月末までに終了）</p> <p>・アクションプランの実施にかかる課題を事前に顕在化させ、対応策を検討し、実際の運用に反映させる。</p> <p>・具体的には、<u>日本自動車部品工業会と協力し、tier1の企業数社に対して、型管理に関するマニュアル整備及び型廃棄トライアルの実施を依頼し、課題の洗い出しと対応策をまとめる。</u></p> <p>4. フォローアップ調査と見直しの実施</p> <p>・アクションプランの実施状況に関するフォローアップ調査を実施する。</p> <p>・具体的には、<u>平成29年の9月～10月頃、自主行動計画のフォローアップ調査を活用して、実際の着手状況を確認する。</u>その結果を踏まえ、必要に応じて個社の取り組み改善を促すとともに、2年目以降のアクションプランの見直し等を行っていく。</p>

18-①. 「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」

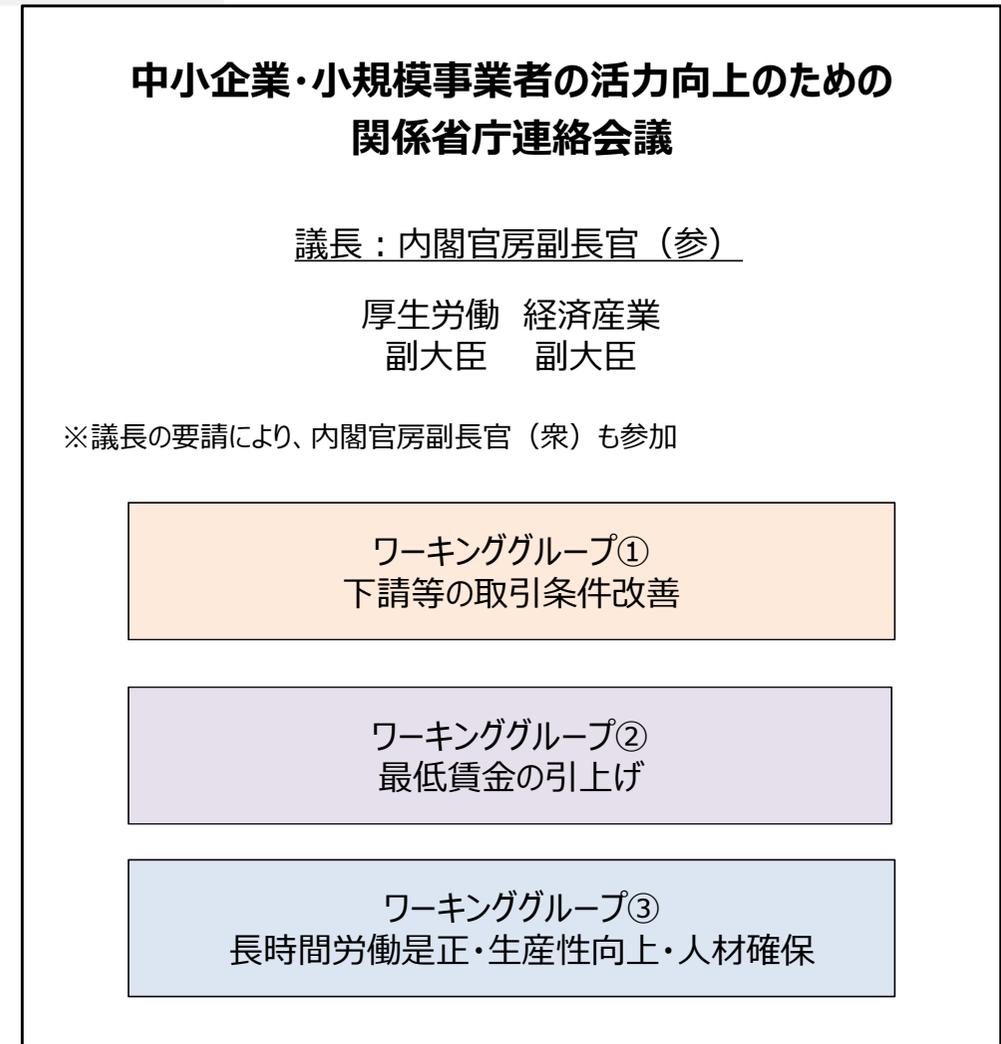
- 従来の「下請等連絡会議」を発展解消し、「中小・小規模企業の活力向上のための連絡会議」及びWGを設置。

従来



(平成29年6月設置済。大企業に関する部分を含む)

改組後



18-②. 中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

・ 親会議（「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」）の構成員は以下のとおり。
 （第1回：平成29年9月1日、第2回：平成30年1月11日開催）

議長	野上 浩太郎 内閣官房副長官（WG①、②を総覧）
	西村 康稔 内閣官房副長官（WG③を総覧）
議長代理	牧原 秀樹 厚生労働副大臣 西銘 恒三郎 経済産業副大臣
副議長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当） 内閣官房副長官補（内政担当）
主査	公正取引委員会事務総長 中小企業庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 警察庁生活安全局長 金融庁監督局長 総務省大臣官房長 法務省入国管理局長 国税庁次長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省食料産業局長 国土交通省総合政策局長 環境省環境再生・資源循環局長

18-③. 「下請等中小企業の取引条件改善に関するWG」について

- ・ 構成員と検討項目等は以下のとおり。(第1回平成29年9月28日、第2回12月21日開催)

総覧：内閣官房副長官（参）

座長	内閣総理大臣補佐官 (政策企画担当)
主査	中小企業庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補(内政担当)付) 公正取引委員会経済取引局長 警察庁生活安全局長 総務省情報流通行政局長 国税庁次長 厚生労働省労働基準局長 農林水産省食料産業局長 国土交通省総合政策局長 環境省環境再生・資源循環局長

主な取組事項

○基準改正や「自主行動計画」の実施状況に関するフォローアップ

- ・ 各業界団体が策定した「自主行動計画」について、策定団体自ら浸透・実施状況の調査を実施し、自らフォローアップを行う。
- ・ 政府は、フォローアップ調査や下請Gメンによるヒアリング等を通じて、新しいルールの浸透状況、実施状況をモニターする。
- ・ その上で、発注企業側と下請け企業側の情報の突き合わせを行い、個別企業への指導・要請、業界団体へのフィードバック、「自主行動計画」の改訂要請を行う。等

○「自主行動計画」や「業種別下請ガイドライン」策定業種の拡大

- ・ まだ策定していない業種での計画策定及び実施を要請。
 - ・ 同様に、業種別下請ガイドライン未策定業種についてもガイドラインの策定を検討する。
- ※対象業種は機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業、食品加工業 等

18-④. 「中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げ力WG」

- ・ 構成員と検討項目等は以下のとおり。（第1回平成29年9月28日開催）

総覧：内閣官房副長官（参）

座長	内閣総理大臣補佐官 (政策企画担当)
座長代理	厚生労働省労働基準局長
主査	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補(内政担当)付) 中小企業庁次長
構成員	警察庁長官官房審議官 総務省大臣官房審議官 国税庁長官官房審議官 厚生労働省生活衛生・食品安全審議官 農林水産省大臣官房審議官 国土交通省総合政策局次長 環境省環境再生・資源循環局次長

主な取組事項

○「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの全国展開

- ・ 本年5月末から5道県で先行的に開始した「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの全国展開を図り、飲食業者等の賃金引上げに必要な経営力や収益力を高める。

○「『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトの小売業等への展開

- ・ 小売業のうち、特に最低賃金引上げの影響が大きいと考えられる飲食料品小売業について、生活衛生関係営業での経験も参考に、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設ける。
- ・ 最賃引上げの影響など、さらに同様の取組が必要な業種について検討し、必要に応じて拡大を図る。

18-⑤.「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG」

・ 構成員と検討項目等は以下のとおり。(第1回平成29年9月27日、第2回11月22日開催)

総覧：内閣官房副長官（衆）

主な取組事項

座長	内閣総理大臣補佐官 (政策企画担当)
主査	厚生労働省政策統括官 (総合政策担当) 中小企業庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補 (内政担当) 付) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長 公正取引委員会経済取引局長 金融庁監督局長 総務省大臣官房長 法務省入国管理局長 国税庁次長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省労働基準局長 厚生労働省職業安定局長 農林水産省食料産業局長 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省総合政策局長 環境省環境再生・資源循環局長

○長時間労働是正

- ・中小企業・小規模事業者の課題を抽出
- ・課題を解決するための方策の検討
- ・地方における相談・支援体制の整備 等

○生産性向上

- ・模範的な手法の発掘と普及
- ・M & Aの活用、必要な行政サポート等の検討
- ・中小企業等経営強化法の執行体制の整備
- ・各省庁の支援策間での連携強化 等

○人材確保

- ・大企業等の人材の中小企業等での活用促進に向けた取組、必要な行政サポート等の検討
- ・女性・高齢者・外国人等の多様な人材確保のための支援策の検討 等

※全国の中小企業者に対し、9月以降順次、県単位・ブロック単位で説明会を開催。(全国で50ヶ所以上、9月中に10ヶ所以上で開催。)
「働き方改革」で求められる対応や必要性について、周知徹底を図るとともに、中小企業者との意見交換を実施し、要望・課題等の実情を把握する。

※「中小企業・小規模事業者における『働き方改革』・人手不足対応に関する検討会」(中企庁・厚労省共催)において、テーマごとに外部有識者から意見を聴取する場を設置し、その意見を本WGに報告する。

※上記の取組にあたっては、自治体(都道府県・市町村)と連携して実施する。

19. 働き方改革を進める上で問題となる「商慣行」や「しわ寄せ」の事例①

- 現状でも短納期発注が常態化しているケースがあり、「働き方改革」の推進でさらに拍車がかかるという懸念や、北海道・東北における夏場の建設土木事業や冬場の除雪作業など季節集中型のやむを得ない業務への懸念の声があがっている。

【短納期発注の懸念】

- 建設用金属製品製造業者。受注生産であるため、年間を通しての計画生産は困難。**取引先から「最短で」と言われるものも多く**、繁忙期に合わせた人員を抱えることができないため**残業対応**。〈関東〉
- ソフトウェア事業者。請負でのソフトウェア開発中に、客先都合による仕様変更、手戻りや、納期を延長せずに仕様追加が行われ、工数増加で**残業が発生**。〈中部〉

【季節集中型の事業による懸念】

- 農業土木主体の建設事業者。**草地の更新が夏場に集中することから重機オペレーターについて残業が発生**。前後の時期への分散は困難。〈北海道〉
- 建設工事・道路維持業務の事業者。**冬場は24時間体制で除雪業務**を請け負っており、一部、時間外が100時間を超える者あり。〈北海道〉

注) 地方経産局や全国の商工会を通じた緊急ヒアリング（平成29年11月。約2,000者）や下請Gメンによるヒアリング（平成29年10～11月。約540社）において、聞き取った内容をまとめたもの。

19. 働き方改革を進める上で問題となる「商慣行」や「しわ寄せ」の事例②

- 製造業での過度なジャストインタイム、IT業界における技術者の顧客先への常駐などの商慣行に基づく懸念や、大企業が働き方改革を進める結果、外注や下請への作業増加、検収などの受領態勢の不備、官公需発注に基づく懸念の声などが上がっている。

【商慣行に基づく懸念】

- 製造業者。取引先の確定納期が直近過ぎて、生産の繁閑差も激しい上、過度なジャストインタイム納入の要求あり。〈中部〉
- 情報サービス事業者。IT業界における下請業務は、自社社員を顧客先に常駐させて行わざるを得ない特性。このため、残業管理を含む自社社員の労務管理が非常に難しい構造。〈中国〉

【大企業の働き方改革によるしわ寄せの懸念】

- 製造業者。発注側大企業は、本来は月末締め翌月末払いであるが、検収担当者の不足により15日までの納品分しか翌月払いの対象とせず。16日以降に納品すると、翌々月払い。支払条件を履行できるような適正な人員を確保して欲しい。〈関東〉

【官公需発注に基づく懸念】

- 製造業者。特殊車両を製造しているが、自治体発注の納品が年度末に集中するため、特定時期に残業時間が多くなる。労基署からも指導された。〈関東〉

【参考①】「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」について

- **経団連を始めとした経済団体112団体**（業種別65団体、地域別47団体）は、長時間労働につながる商慣行を是正し、働き方改革に係る企業の取組をより一層深化させるため、**「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」**を発表。

共同宣言全文

1. 関係法令・ルールの遵守に加え、取引先が労働基準関連法令に違反しないよう、配慮する。
2. 発注内容が曖昧な契約を結ばないよう、契約条件（発注業務・納期・価格等）の明示を徹底する。
3. 契約時の適正な納期の設定に加え、仕様変更・追加発注を行った場合の納期の見直しなどに適切に対応する。
4. 取引先の休日労働や深夜労働につながる納品など、不要不急の時間・曜日指定による発注は控える。
5. 取引先の営業時間外の打合せや電話は極力控える。
6. 短納期・追加発注・高品質など、サービスの価値に見合う適正な価格で契約・取引する。

【参考②】取引条件改善に関する安倍内閣総理大臣ご発言

- 引き続き、政府を挙げて、取引条件の改善に向けて取り組む方針としている。

○安倍内閣総理大臣施政方針演説 抜粋（第196回国会、平成30年1月22日）

下請取引の適正化に向け、**製造業や小売・流通などの分野で、業界毎の自主行動計画の策定を進めます。6万社を対象に改善状況の調査を行い**、厳格な運用を確保することで、取引条件の改善に努めてまいります。

○安倍内閣総理大臣施政方針演説 抜粋（第193回国会、平成29年1月20日）

先月、**50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直しました**。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた**手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則**とします。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、**下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定**しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。

○安倍内閣総理大臣所信表明演説 抜粋（第192回国会、平成28年9月26日）

「経済の好循環」の成否は、全国の中小・小規模事業者の皆さんの元気にかかっています。生産性向上、販路開拓などの努力を後押しします。**下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定**し、下請取引の条件改善を進めます。

【参考③】価格交渉サポート事業

- 価格交渉ノウハウを普及するとともに、きめ細かい個別相談（専門家派遣）を実施。

事業	内容
(1)価格交渉ハンドブック、事例集	16万部を印刷し、全国に周知。
(2)価格交渉サポートセミナー（受講料無料）	全国で約100回のセミナーを実施。団体や組合等への講師派遣も実施。 *28年度は157回。5,119名が参加。85%が「役に立った」と回答。
(3)個別相談（3回まで無償で専門家を派遣）	下請等の中小企業のご希望に応じ、専門家が訪問して個別相談を実施。 *28年度は67社、116回実施。

相談事例 1. 小ロット化した製品の価格交渉	対象製品リストの作成等を支援。
相談事例 2. 金型保管の有償化交渉	保管金型リストの作成、交渉の優先順位、合理的根拠資料の作成等を支援。

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

型^{*}を無償で保管・管理させていませんか？



*ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています。

⚠ 法令違反となる可能性があります！

量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

〈本件に関する問い合わせ先〉 中小企業庁 下請かけこみ寺 ☎0120-418-618



(1)の請求（送料負担）

中小企業庁広報冊子のご請求について

(2)、(3)のお申し込みは

価格交渉サポート

電話：0120-735-888（全国中小企業取引振興協会）

【参考④】積極的な政府広報

- 様々な機会を捉えて、取引条件の改善に向けた積極的な広報を実施。

下町ロケット

その品質に、
適正な対価を。

経済産業省 産経新聞

0120-735-888

平成28年7月6日(水)朝刊
【日経、読売、朝日、毎日、産経】

経済産業省 産経新聞

下請取引のルールを強化しました。

親事業者も、下請事業者も付加価値向上を目指せる取引環境の実現へ。

ルール見直しの概要

- 下請法の「運用基準」を改正し、一方的な原価低減要請、金型保管コストの押しつけなどの違反行為事例を大幅に追加しました。
- 下請法典拠に基づく「契約基準」を改正し、親事業者と下請事業者が守るべきルールを明確にしました。
- 下請代金の支払に関する「流通」を改正し、可能な限り現金払いとすることなどを奨励しました。

詳しくは
下請法(運用基準) http://www.jkc.go.jp/keidai/press/2016/07/06/161216_1.html
下請法典拠に基づいた契約基準(及び下請代金の支払に関する)運用 <http://www.chusho.meti.go.jp/keidai/keidai/index.html>

親事業者(発注者)の皆様へ

- 一方的な原価低減要請は止めましょう。
- 対価には燃料費や労務費等のコストが上昇した影響を反映しましょう。
- 金型・木型の保管コストは親事業者が負担しましょう。
- 代金の支払は現金で、手形の場合は親事業者が割引料を負担しましょう。
- 手形の支払サイトは60日以内に短縮するよう努めましょう。

下請事業者(受注者)の皆様へ

上記のような取引でお悩みの方は、下請かけこみ寺までご相談ください。

下請かけこみ寺 田田田 ☎ 0120-418-618

下請かけこみ寺

平成29年1月12日(木)朝刊
【日経、朝日、毎日、産経】

【参考④】積極的な政府広報

- 様々な機会を捉えて、取引条件の改善に向けた積極的な広報を実施。

こはせ屋 宮沢 健一

こはせ屋

こはせ屋

その品質に、適正な対価を。

老舗足袋業者が構想、ランニンダシューズ開発という夢。こはせ屋を奮い立たせるのは、モノづくりへの情熱です。

中小企業は、日本の力。その技術は、世界への誇り。品質に見合う適正な対価と公正で自由な取引環境こそが、中小企業の未来を守り、新たな価値を生み出します。私たちは公正な取引の実現に向け、全力でサポートを続けます。

経済産業省 中小企業庁

下請Gメン

中小企業庁専用ダイヤル 03-3501-1669

ヒアリングの予約はこちら

下請Gメンの検索はこちら

下請Gメンの検索

http://www.ksara.mhl.go.jp/uki/forbu/ksara/men.html

平成29年10月13日(金)朝刊【日本経済新聞】

経済産業省 中小企業庁

取引条件の改善に取り組んでいますか？

- 中小企業庁と公正取引委員会では平成28年12月に下請取引のルールを強化しました。
- 下請Gメンによるヒアリングなどで改善状況を確認しています。

ヒアリングなどの結果、自動車業界を中心に※1改善の声が聞こえてきています。※2

下請代金が手形払いから現金払いになった

一方的な値引き要請がなくなった

型の保管料を負担してもらえた

今後の下請代金は現金払いにします。

ありがとうございます！

買手側 売手側

親事業者、下請事業者ともに付加価値向上を目指せる取引関係を目指しましょう

※1 自動車、食料、建設機械、印刷、電気・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、トラック運送業、建設業の10業種が対象。業界別の「自主行動計画」を策定し、HPで公表しています。今後、他の業種にも取組を広げていきます。

※2 下請Gメンによるヒアリングのうち、全体の25%で買手の企業が改善されています。

下請かけこみ寺

0120-418-618

中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の軽減など、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

政府や産業界による取引条件改善に向けた取組についてはこちらをご覧ください。

平成30年2月22日(木)朝刊【日刊工業新聞】